

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成23年7月21日)

項目	ページ
1 ロシア連邦沿海地方への鳥取県農産物販売促進団の派遣結果について	
	【農政課】 1
2 耕作放棄地の状況（平成22年度末）について	
	【経営支援課】 3
3 鳥取県農業再生協議会の設立について	
	【生産振興課】 5
	【経営支援課】 //
4 鳥獣被害対策の取組状況について	
	【生産振興課】 7
5 第2次鳥取県産材利用推進指針（案）について	
	【森林・林業総室】 9
6 平成23年度原木しいたけ新規生産講座の開講について	
	【森林・林業総室】 11
7 「鳥取のみどりのちから」期間展について	
	【森林・林業総室】 12
8 「とっとり共生の森」協定締結について	
	【森林・林業総室】 13
9 県有林のオフセット・クレジット（J-V E R）の販売等について	
	【森林・林業総室】 14
10 ニッスイグループによるギンザケ養殖試験の実施について	
	【水産課】 15

農 林 水 産 部

ロシア連邦沿海地方への鳥取県農産物販売促進団の派遣結果について

平成23年7月21日
農 政 課

今年度第1弾となる、県産すいか・メロンのロシア輸出に併せて、7月3日から7日までウラジオストクに販売促進団（県内農業団体及び県 計6名）を派遣し、県産すいか・メロン等の試食・展示会や沿海地方行政政府との意見交換等をおり実施しました。

記

1 概要

(1) 鳥取県農産物販売促進団の構成

- 県内農業団体：JA全農とっとり小谷副本部長、JA鳥取中央福山組合長、JA鳥取西部大塚常務
- 鳥 取 県：農林水産部鹿田部長、農政課職員2名

(2) 主な成果

- 7月4日（月）に沿海地方の地元報道機関（国営PTRテレビ局、ウラジオストク新聞社）を訪問し、試食・展示会の事前告知や鳥取県内では放射能の影響はないことを説明。その結果、サポートセンターでのPRセレモニーに多くの来場者を迎えることができた。
- スーパー等販売する側は風評被害への影響に神経質になっているが、消費者はあまり気にしていないように思われた。現地で直接、正確な情報を説明することによって、県産農産物に対し、安心していただいた。今後も引き続き現地へ正確な情報を提供することが必要であると認識した。
- マルキン沿海地方政府国際協力観光局長とロシアへの農産物の輸出促進について協議し、ロシア側の通関手続きの簡素化に関する関係機関への働きかけについて、一定の理解を得た。
- 滞在中に、在ウラジオストク日本国総領事館、ロシア動植物衛生監督局沿海地方局及びウラジオ税関等と県産農産物の販売促進や放射能の影響等について、意見交換を行った。

2 サポートセンターでの試食・展示会の開催

- (1) 日 時 7月5日（火）午後1時～5時
7月6日（水）午前10時～正午
- (2) 場 所 鳥取県ウラジオストクビジネスサポートセンター
- (3) 主 催 県内農業団体、県
- (4) 実施内容
 - ①PRセレモニーの開催
 - ・鳥取県の農業及びすいか・メロンの紹介。日本国内での県産農産物の販売事情及び県の放射能測定結果等の説明。出席者全員によるすいかの実食等
 - ②県産農産物・農産加工品の試食・展示
 - ・すいか、タカミメロン、プリンスメロン
 - ・らっきょう漬、西瓜とまり漬、ねばりっこチップス

(5) 実施結果

○来場者数 約100人、現地マスコミ8社

(7月5日夜にPTRテレビ局が試食・展示会の模様を放映。7月8日にウラジオストク新聞社が記事掲載等)

○来場者の主な感想

- ・試食・展示品すべて美味しいと好評で、その場で売ってほしいという声もあった。
- ・完熟のプリンスメロンは、とても甘くて美味しいという声が多かった。
- ・らっきょう漬や西瓜とまり漬も人気が高かった。
- ・県産農産物の安全性(放射能の影響)に対する問い合わせもあり、本県の位置関係や平常の生活を送っている旨を説明すると納得された。

3 ウラジオストク市内スーパーでの試食・販売会の開催

- (1) 日時 7月6日(水) 午後2時～5時
- (2) 場所 ウラジオストク市内スーパー(VLマート) 2店舗
- (3) 実施内容 売り場でのすいか・メロンの試食
- (4) 販売価格
すいか 1玉 2,400ルーブル(約7,000円)
タカミメロン 1玉 840ルーブル(約2,500円)
プリンスメロン 1玉 480ルーブル(約1,400円)

(5) 実施結果

○来店者の主な感想

- ・すいか・メロンとも甘くて美味しいが、全般的に値段が高いという声が多い。
- ・特にプリンスメロンが、とても甘くて美味しいという声が多かった。
- ・県産農産物の安全性(放射能の影響)に対する質問も数件あったが、多くの来店者はあまり気にしていないように思われた。

4 県産すいか・メロンの販売状況(7月6日販売開始、7月18日現在)

品目名	輸出数量	販売用数量	販売実績	販売率
すいか	180玉	162玉	45玉	28%
タカミメロン	150玉	116玉	70玉	60%
プリンスメロン	70玉	46玉	31玉	67%

※ウラジオストク市内スーパー6店舗で販売中。



センターでの試食・展示会



スーパーでの試食・販売会



すいか・メロンの販売

耕作放棄地の状況（平成22年度末）について

平成23年7月21日
経営支援課

1 耕作放棄地全体調査結果の概要

- 耕作放棄地の解消を図るためには、その現状を的確に把握した上でそれぞれの状況に応じた対策を講じていくことが必要。そのため、1筆ごとに現地調査を行う耕作放棄地全体調査を平成20年度より実施している。
- 平成22年度末、農地として利用すべき耕作放棄地面積は1,041 haで、平成21年度調査(1,052 ha)よりは11 ha減少しており、徐々に解消が進みつつある。
- 解消確認面積のうち、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策」及び県の「耕作放棄地再生推進事業」を活用して解消した面積は、H21～H22年度で75 haであり、営農再開となった181 haの約40%であった。

＜農地として利用すべき耕作放棄地の面積＞ (単位：ha)

調査年度	年度当初面積 (A)		新規確認面積※ (B)		解消確認面積※※ (C)						年度末面積 (A) + (B) - (C)	
	農用地区域		農用地区域		営農再開		保全管理				農用地区域	
					農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域	農用地区域		農用地区域
20年度			979	761	0	0	0	0	0	0	979	761
21年度	979	761	162	142	89	77	66	60	23	17	1,052	826
22年度	1,052	826	168	156	179	163	115	109	64	53	1,041	819

※新規確認面積には前年度末面積の修正も含む。

※※解消確認面積には前年度確認面積の修正も含む。

(参考：各年度末の耕作放棄地面積の内訳) (単位：ha)

調査年度	農地として利用すべき耕作放棄地 (緑及び黄)		農地に復元して利用することが不可能と見込まれる土地 (赤・判断未了)		農地としての利用が不可能な土地 (赤・判断済)		合計	
	農用地区域		農用地区域		農用地区域		農用地区域	
20年度	979	761	93	65	22	18	1,094	844
21年度	1,052	826	61	39	41	31	1,154	896
22年度	1,041	819	79	55	43	25	1,164	899

※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

※緑：草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地

黄：草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農地利用すべき土地

赤：森林・原野化している土地

2 今後の対応

- 農地として利用すべき耕作放棄地1,041 haについて、引き続き、国及び県事業を活用し、耕作放棄地の解消及び有効利用を推進する。
- 平成23年度は15市町村で90 ha 解消予定。(6月末時点の申請は、7市町で18 ha。)
- 鳥取暮らし農林水産就業サポート事業や鳥取へI J U! アグリスタート研修事業などの新規就農者育成関連事業による担い手の育成・確保も含め、市町村やJ A、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構と連携しながら農地流動化や作付作物の生産振興など総合的な取組を推進し、解消面積の増加を図る。

(参考)

平成22年度耕作放棄地全体調査 市町村別集計表

(単位:ha)

市町村名	H22年度調査における荒廃した耕作放棄地面積等												左記の緑+黄のうち耕作放棄地が解消された面積								農地として 利用すべき 耕作放棄地	
	緑		黄		緑+黄		赤 (判断未了)		赤 (判断済)		緑+黄+赤		営農再開		基盤整備後 営農再開		保全管理		合計			
	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域	農用地 区域
鳥取市	142	130	40	36	181	167	0	0	0	0	181	167	29	26	1	1	0	0	29	26	152	140
米子市	186	99	41	23	227	123	0	0	12	8	238	131	12	12	0	0	17	10	29	22	198	100
倉吉市	63	55	7	3	70	59	0	0	0	0	70	59	20	17	0	0	1	0	20	18	49	41
境港市	133	72	58	45	192	116	0	0	0	0	192	116	15	14	0	0	21	13	36	27	156	89
岩美町	16	16	20	20	36	36	2	2	0	0	38	38	13	13	0	0	0	0	13	13	24	24
若桜町	28	21	3	3	31	24	22	12	3	2	57	37	2	1	0	0	0	0	2	1	30	23
智頭町	3	3	6	6	9	9	0	0	2	2	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9
八頭町	24	24	15	15	39	39	0	0	5	5	44	44	12	12	2	2	0	0	14	14	26	26
三朝町	4	4	0	0	4	4	0	0	0	0	5	4	2	2	0	0	0	0	2	2	2	2
湯梨浜町	57	54	22	22	79	76	0	0	0	0	79	76	2	2	0	0	13	11	14	13	65	63
琴浦町	20	20	0	0	20	20	0	0	1	0	21	20	3	3	0	0	1	1	3	3	17	17
北栄町	66	64	36	35	102	98	21	21	1	1	123	120	6	6	0	0	31	31	37	37	65	61
日吉津村	8	6	4	2	12	8	0	0	0	0	12	8	2	1	0	0	3	3	4	4	7	4
大山町	56	54	134	122	191	176	0	0	0	0	191	176	7	7	33	33	0	0	40	40	151	136
南部町	20	17	2	2	22	18	11	9	0	0	34	27	8	7	0	0	0	0	8	7	15	11
伯耆町	27	27	22	22	49	49	0	0	0	0	49	49	11	11	0	0	0	0	11	11	38	38
日南町	1	1	7	6	8	8	0	0	10	1	18	9	0	0	2	2	0	0	2	2	7	6
日野町	3	1	13	12	16	13	14	5	10	5	40	23	2	1	0	0	0	0	2	1	14	12
江府町	11	10	8	7	19	18	9	8	0	0	28	25	0	0	0	0	1	0	1	1	18	17
鳥取県計	870	678	439	382	1,308	1,060	79	55	43	25	1,431	1,140	144	133	37	37	87	71	267	241	1,041	819

※四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

鳥取県農業再生協議会の設立について

平成23年7月21日
生産振興課
経営支援課

1 経過

- (1) 平成23年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としている。
- (2) この目的を達成するためには、水田農業の問題に加えて、担い手や農地の問題を合わせて議論し、方向付けを行う必要があるため、国が、水田営農推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を、原則、平成23年6月末までに農業再生協議会に整理・統合し、推進していく方針を示した。
- (3) 国の方針を受け、県、JA鳥取県中央会、農業会議、担い手育成機構で協議し、6月27日に、水田営農推進協議会を母体とし、他の協議会を解散統合した鳥取県農業再生協議会を設立した。

2 目的

行政、農業団体等が連携し、総合力を発揮して、農業経営の安定と農地の有効利用による生産力確保、農村の活性化、農業の多面的機能の維持等を図る。

3 活動内容

水田営農推進協議会の機能	担い手育成総合支援協議会の機能	耕作放棄地対策協議会の機能
○農業者戸別所得補償制度の普及・推進活動 ○対象作物の生産数量目標の設定ルール等の検討 ○産地資金の要件設定	○認定農業者、新規就農者等の育成支援 ○集落営農の経理担当者の育成及び法人化等に対する支援活動 ○担い手への農地集積のための指導・助言	○耕作放棄地の解消のための指導・助言 ○耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

4 組織体制

(1) 役員体制

会長：JA鳥取県中央会長

副会長：農林水産部長

(2) 構成員

JA鳥取県中央会、県、市長会、町村会、JA鳥取信連、JA全農とっとり、JA共済連鳥取、JA鳥取いなば、JA鳥取中央、JA鳥取西部、県畜産農協、大山乳業農協、農業共済組合連合会、農業会議、農業農村担い手育成機構、土地改良事業団体連合会、稲作経営者会議、農業法人協会、JA女性会
(オブザーバー) 中国四国農政局鳥取農政事務所

(3) プロジェクトチーム

個別の課題に効率的に対応するため、以下のプロジェクトチームを設置
水田営農プロジェクトチーム、農地・担い手対策プロジェクトチーム

(4) 事務局

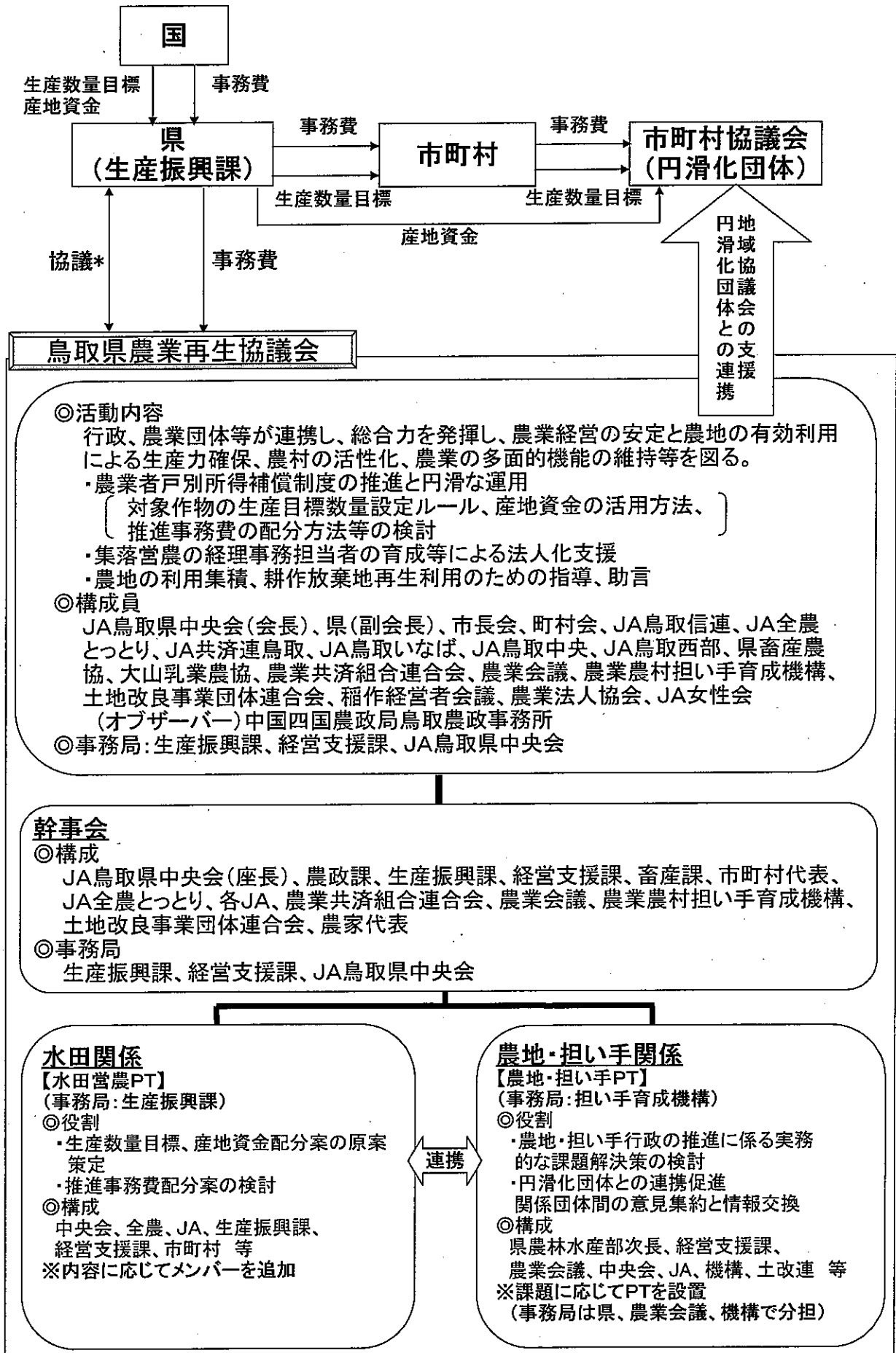
事務局長：生産振興課長

事務局員：生産振興課、経営支援課、JA鳥取県中央会

5 地域農業再生協議会の設立状況（7月21日現在）

	6月末までに設立	7月以降に設立予定
東 部	岩美町	鳥取市
八 頭	八頭町、若桜町	智頭町
中 部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町、琴浦町	
西 部	日吉津村、南部町	米子市(米子、淀江)、境港市、伯耆町、大山町
日 野	日南町、日野町、江府町	
	13 協議会	7 協議会

鳥取県農業再生協議会の組織体制



※ 協議は、生産数量目標、産地資金、推進事務費の配分について、協議し、意見を伺うもの。

鳥獣被害対策の取組状況について

平成23年7月21日
生産振興課

1 平成22年度の鳥獣被害状況

- 野生鳥獣による農作物等への被害額は、平成16年度をピークに減少傾向にあったが、20年度から漸増し、22年度は196百万円と前年度の143%に増加した。八頭、日野地区でのイノシシ被害の増加、八頭地区でのシカ、クマ被害の増加が特徴的。イノシシの捕獲数は4,565頭、シカは2,031頭と増加。

〈H22年度における主な鳥獣の被害状況〉

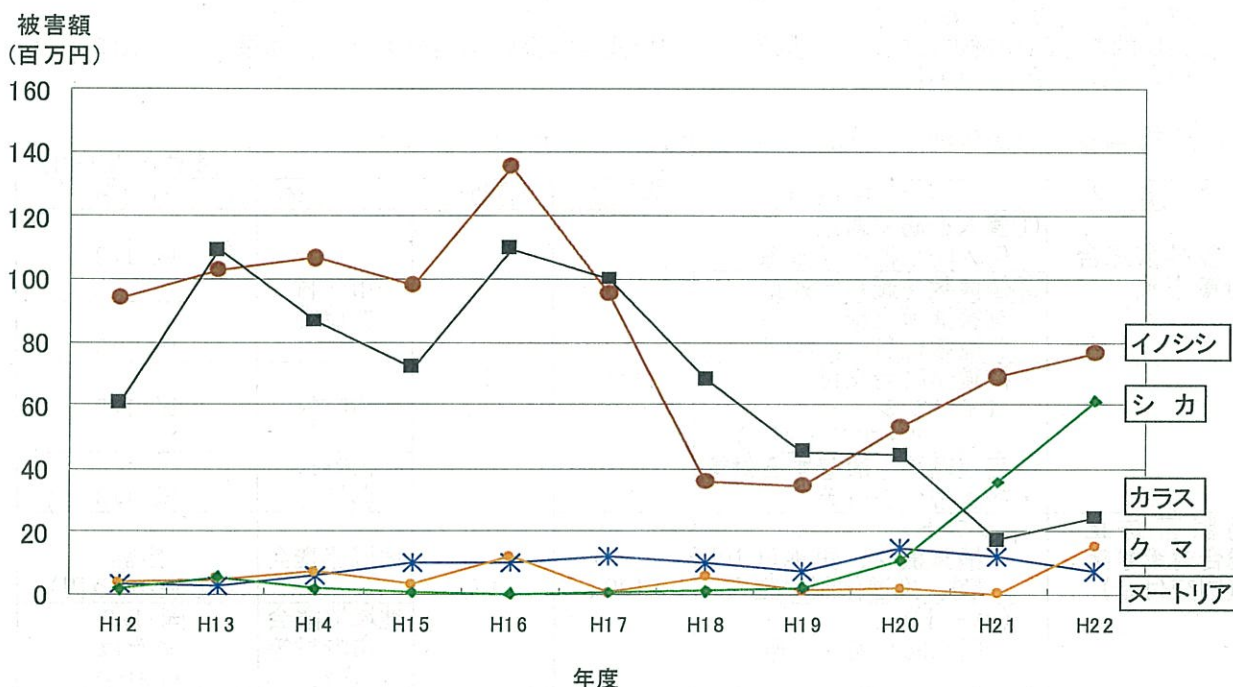
主な鳥獣	被害状況等
イノシシ	被害額は76百万円と前年比111%に増加。中部地区では減少、日野・八頭地区では被害が増加。 〔主な被害作物〕①水稲(66%) ②梨(12%)
カラス	被害額は24百万円と前年比140%に増加。中部・西部地区の梨・柿等の被害が多い。 〔主な被害作物〕①梨(71%) ②柿(13%)
シカ	被害額は61百万円と前年比172%に増加。八頭地区での被害が多く、造林木(スギ・ヒノキ)の被害が急増。 〔主な被害作物〕①造林木(92%)
ヌートリア (外来生物)	被害額は7百万円と前年比63%に減少。中部地区の被害が最も多く、八頭・日野地区で増加。 〔主な被害作物〕①野菜類(52%) ②水稲(48%)
アライグマ (外来生物)	被害額はまだ少ないが、引き続き警戒が必要。 〔主な被害作物〕イチゴ

〈H22年度における被害額及び捕獲数〉

区分	イノシシ	カラス	シカ	ヌートリア	クマ	その他	計
被害額	76百万円	24百万円	61百万円	7百万円	15百万円	12百万円	196百万円
前年比	111%	140%	172%	63%	21,125%	—	143%
捕獲数	4,565頭	3,050羽	2,031頭	2,422頭	—	—	—
前年比	184%	132%	240%	72%	—	—	—

*四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

〈鳥獣による農林産物被害額の推移〉



2 平成23年度の鳥獣被害対策の取組計画

(1) 対策の普及

区 分	主 な 内 容
指導者の養成	① 改良普及員、市町村担当職員への研修 (研修方法) 室内及び現地、延べ4回 ② 民間指導者「イノシッシ(鳥獣被害技術社)」の連携強化とスキルアップ ※ イノシッシ登録者数94名
技術の普及	③ 県版鳥獣被害対策マニュアル「鳥獣対策 虎の巻」の普及 残部が少なくなったため、H23年度に一部改訂して増刷 「イノシシ・シカ」解体処理衛生管理ガイドラインの作成・公開 H23年6月に公開済み。各地区の解体処理施設や研修会で活用 ④ 鳥獣対策モデル地区の設置 (H23年度目標) 18地区 (集团的・効果的な柵の設置等) ⑤ 研修会・セミナー等の開催 ストリア・アライグマ対策セミナー (H23年9月、西部で開催予定) シカ対策セミナー (H23年11月、東部で開催予定) 獣肉利用研修会 (H23年11月、西部で開催予定) ⑥ 広報活動 農協だより・新聞等への掲載、パネル展示などで情報を提供 ⑦ その他 ・新技術の開発・・・簡易シカ大型捕獲柵の実証普及 ・生息・被害等の情報解析・・・集落アンケート(県全域)の解析
支援体制	<input type="checkbox"/> イノシシ等被害防止相談窓口 (各総合事務所農林局、H17年6月～) <input type="checkbox"/> 鳥獣被害対策総合窓口 (農林水産部 生産振興課、H17年9月～) <input type="checkbox"/> 県鳥獣被害対策連絡会議 ・「狩猟部会」を新設予定 (H23年12月) <input type="checkbox"/> 中山間地域の支援 ・「イノシッシ団」による集落支援 (H23年7月までに3回実施済み)

★新しい取組の状況

- ① 若桜町においてシカ肉の処理加工講習会、獣肉利用講習会等を開催し町民の獣肉利用促進を支援していく(6月30日打ち合わせ実施済)
- ② 新たな解体処理施設・加工施設の設置希望について、市町村から要望聞き取りを実施中(7月下旬とりまとめ予定)
- ③ 広域的な取組の推進に向けて、隣接する地域間での情報交換を実施し、効果的な取組について検討予定(10月)

(2) 支援事業 (H23年度計画: 国交付金は5月18日の内示額)

(単位: 百万円)

事業名	主な事業内容	事業費	補助金	事業主体	補助率
鳥獣被害総合対策事業	① 侵入を防ぐ対策 ・侵入防止柵の設置等	171	65	市町村 農協等	県 1/3
	② 個体数を減らす対策 ・有害捕獲実施 (捕獲班員の活動費) ・捕獲奨励金交付 (イノシシ・シカ・ヌートリア・アライグマ)				市町村
	③ 周辺環境を改善する対策 ・緩衝帯の設置等			市町村 農協等	県 1/2
鳥獣害防止総合対策事業 (国交付金)	〈ソフト〉 捕獲機材、里地里山(備) 、推進体制の整備	139	67	地域協議会	定額 (上限200万円)
	〈ハード〉 侵入防止柵の設置			地域協議会 (市町村等 を含む)	国 1/2 または 55/100

第2次鳥取県産材利用推進指針（案）について

平成23年7月21日
森林・林業総室

1 策定の経緯

- 第1次指針の計画期間（H20～22年度）が終了し、公共建築物の木造化等に成果はあったが、民間での利用促進や販路拡大等の課題が残されている。
- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（※）」（H22年10月施行）に基づく県方針として策定する。
- 県民や、林業・木材産業関係者、行政機関が連携して県産材の利用を推進していくため、引き続き、県の基本的な考え方や取組の方向を示すもの。（計画期間 H23～26年度）

※法律＝国が率先して公共建築物の原則、木造化（内装木質化）に取り組むとともに、地方公共団体の取組を促し、林業の再生や森林整備、木材の自給率向上を目指す。

2 1次指針の主な成果と課題

(1) 成果

ア 公共建築物木造化及び県産材利用の拡大

〔県産材公共建築事業使用実績 木造化率(H19)38.5%→(H22)57.9% 県産材使用率 (H19)52.9% →(H22)91.0%〕

イ 素材生産量の増加 [(H18)146千m³→(H21)167千m³]

(2) 課題

ア 民間での利用促進や県内外への販路拡大

イ 乾燥材、JAS材等の良質な製材品の安定供給体制の整備

ウ 県産材製品のユーザーへの情報提供

3 第2次指針の主な内容（概要については、別紙のとおり。）

(1) 取組の方向等

取組の方向		主な目標 現状(H20) → 目標値(H26)	H23年度の主な取組
利用	□県産材にこだわった利用をすすめます	◇ 県が行う公共建築物 原則、木造化かつ県産材使用	<ul style="list-style-type: none"> 個人住宅、民間施設への利用促進(助成、建築士への働きかけ等) 県産材のPRや県外等への販路拡大の取組支援 中間土場設置による県産材の大量流通システム構築(助成) 原木テスト輸出支援 木の住まいづくりコンクール
	□県産材を県外等へ売っていく取組を応援します	◇ 県が行う土木工事 木製品・木工事は原則、県産材使用	
	□県産材(木材)の良さをアピールします	◇ 住宅着工件数に対する木造化率 66.7% → 80%	
		◇ 民間施設の木造化率 40.4% → 50%	
		◇ 海外への輸出 53m ³ /年 → 5,000m ³ /年	
製材 ・加工	□市場ニーズに対応した製品を供給する取組を推進します	◇ 乾燥材生産比率 27% → 50%	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥機、グレーディングマシン等の導入支援 乾燥JAS認定取得支援
		◇ JAS製品出荷比率 13% → 20%	

(2) 推進本部の体制強化

今回の指針の策定に合わせ、推進本部に關係課（営繕課、住宅政策課等）で構成する幹事会を設置し、推進本部から示された課題の調査・検討や、關係施策に係る評価等を行い、指針重点施策の推進を図っていく。

4 策定スケジュール

- （・3～6月 市町村、關係団体等との意見交換）
- ・7月 推進指針素案の常任委員会報告
- ・7～8月 パブリックコメント実施
- ・8月 指針策定、常任委員会報告、公表
- ・8月～ 県指針を基に、市町村指針の年度内策定を促す。

第2次鳥取県産材利用推進指針(案)(概要)

趣旨

県民の皆さんや林業・木材産業関係者、行政機関が連携して『鳥取県産材』の利用をすすめていくため、県の基本的な考え方や取り組みの方向を示したものです。また、公共建築物等木材利用促進法による県方針にも位置づけています。

現状・課題

利用

- 公共建築物や民間施設での県産材の利用促進
- 建築物の木造化や県産材の利用の良さのPR
- 住宅関係者に対する技術情報の提供
- 海外への輸出促進
- バイオマス利用の促進

製材・加工

- 製材品の安定供給、品質の向上、低価格化
- 製材品の新たな販路開拓・商品開発
- 製材品の流通体制の整備、サービスの向上

重点施策

県産材にこだわった利用をすすめます

目標

- 県が整備する公共建築物は、原則、木造化かつ県産材を使用。土木工事は木工事等は原則、県産材を使用。
- 住宅着工件数に対する木造化率 66.7%→80%
- 民間施設の木造化率 40.4%→50%

県産材を県外等へ売っていく取組を応援します

目標

- 原木や製材品等の国内外への販路開拓
- 海外への輸出 53m³/年→5,000m³/年

鳥取県産材の良さをアピールします

目標

- 県産材を使った建築物や家具等の情報発信
- 木材～住宅等関係団体と連携した情報提供

市場ニーズに対応した製品を供給する取組を推進します

目標

- 製材品出荷量 49,000m³→64,000m³
- 乾燥材生産比率 27%→50%
- JAS製品出荷比率 13%→20%

取り組み

県実施 県営施設の木造・木質化の推進

県実施 公共建築物の木造化件数や公共工事等の県産材使用量の公表

県支援 個人住宅の新築、改修、民間施設木造化への県産材の利用促進
 ・環境にやさしい木の住まい助成事業(継続)：個人
 ・民間の木造施設支援事業(H23新規)：建築士事務所

県支援 中間土場による原木の計画生産と大量一括輸送システムの構築
 ・県産材流通改革モデル支援事業：県森林組合連合会

県支援 県外等の見本市への参加、共同出荷、県外への住宅部材出荷等
 ・県産材需要拡大支援事業(継続)：団体、企業

県実施 木造化のモデルとなる施設や家具等をホームページ等でPR

県支援 木の住まいづくりコンクール(継続)
 ・「木づかいのすすめ」普及モデル事業(継続)

県支援 乾燥機やグレーディングマシン(強度測定)の導入による高品質化
 ・木材産業等高度化推進資金等(継続)：木材関連企業

県支援 乾燥JAS認定の取得促進
 ・乾燥JAS推進事業(継続)：県乾燥材生産促進協議会

平成23年度原木しいたけ新規生産講座の開講について

平成23年 7月21日
森林・林業総室

中山間地域の主要な特用林産物である原木しいたけの新規参入者の育成・確保を行う「平成23年度原木しいたけ新規生産講座」を下記のとおり開催します。

記

1 目 的

高齢化により生産者が減少する中、中山間地域の主要な林産物である原木しいたけの生産を振興するため、しいたけ栽培に意欲のある者を対象に講座を開催して新規参入者の育成・確保を図る。

2 内 容 原木しいたけ栽培の伐採・植菌・収穫・乾燥技術の講義及び現地実習

3 実施委託先 財団法人 日本きのこセンター

4 研修日程 7月24日(日)～平成24年3月4日(日) 年間9回開催

5 研修場所 (財)日本きのこセンター菌茸研究所ほか県内生産者のほだ場等

6 受講者予定数 20名

7 そ の 他

○平成17年度から本講座を開催し、6年間で125名の方が本講座を修了され、約80名が原木しいたけ生産を開始。

○原木しいたけ生産者数は、高齢化により年々減少する中、平成20年度から徐々に増加傾向。

年度	H12	H17	H18	H19	H20	H21
原木しいたけ生産者数	489名	268名	236名	193名	225名	231名

【参考】研修日程

回数	月 日	研 修 内 容	開 催 場 所	
			東部会場	中・西部会場
1回	7月24日(日)	開講式、栽培現地視察	開講式：鳥取中央有線放送株式会社湯梨浜支局(湯梨浜町)及び現地(児玉氏ほだ場)	
2回	8月21日(日)	椎茸栽培の基本(講習)	菌茸研究所	中山農村環境改善センター
3回	9月11日(日)	鳥取式作業道、伏せ込場、ほだ場実習	鳥取市内	西部管内
4回	10月16日(日)	実際の作業体験実習	鳥取市内	西部管内
5回	11月12日(土)	原木林の伐採・玉切実習	鳥取県林業試験場他	西部管内
6回	12月11日(日)	植菌実習	菌茸研究所	西部管内
7回	1月15日(日)	栽培計画シミュレーション	菌茸研究所	中山農村環境改善センター
8回	2月5日(日)	収穫・乾燥・選別実習	鳥取市内	西部管内
9回	3月4日(日)	まとめ、閉講式	閉講式：中部管内	

「鳥取のみどりのちから」期間展について

平成23年7月21日
森林・林業総室

県産材を活用した三層クロスパネル（Jパネル）やLVL（単板積層材）、無垢材の良さを都市部の建築関係者に普及し、都市部における販路拡大を図るため、協同組合レングス（西伯郡南部町）を中心とする県内の木材・家具関係者が連携して下記のとおり展示会を開催されます。

県もこの展示会開催を支援するとともに、鳥取県コーナーを開設し、全国豊かな海づくり大会や全国植樹祭のPR等を行います。

記

- 1 目的 「Jパネル構法」木造住宅や、住宅部材・家具等の県産材利用製品等のPR
- 2 主催者 「鳥取のみどりのちから」サポーター（コンソーシアム）
主幹事 協同組合レングス（西伯郡南部町法勝寺）
株式会社サカモト（八頭郡智頭町山根）
株式会社オロチ（日野郡日南町下石見）
トトリプロダクツ協議会（鳥取市吉成南町）
- 3 後援 林野庁、鳥取県
- 4 期間 平成23年7月28日（木）～8月10日（水）全日午前9時～午後7時
- 5 会場 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー 1階 ギャラリー3
- 6 出展者
 - ・協同組合レングス、㈱サカモト、㈱オロチ、トトリプロダクツ協議会
 - ・Jパネルを使用している首都圏内工務店、ハウスメーカー等
 - ・鳥取県（森林・林業総室、全国豊かな海づくり大会推進課、林業試験場、東京本部）
- 7 出展・イベント内容
 - ・実物大2階建てモデルハウス展示（22坪）
構造材、造作材：株式会社サカモトの無垢材
壁材、床材：協同組合レングスのJパネル
 - ・各出展者展示
 - ・木造建築セミナー等
- 8 県の関わりについて
 - 展示会開催経費を助成 平成23年度鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業
事業費 5,229千円、補助金 4,980千円
 - 鳥取県コーナーを開設し、展示会に出展

出展者	展示内容	備考
森林・林業総室	県産材使用住宅、建築物等PRパネル展示 全国植樹祭PRパネル展示	
全国豊かな海づくり大会推進課	海づくり大会PRパネル展示	
林業試験場	試験研究成果パネル展示 県産材製品カットサンプル展示	
東京本部	特産品パンフレット配布	

「とっとり共生の森」協定締結について

平成23年7月21日
森林・林業総室

社団法人鳥取県トラック協会では、環境保全対策の一環として「トラックの森」づくり事業を実施することとなり、この度、社団法人鳥取県トラック協会、鳥取市、県の3者で、下記のとおり「とっとり共生の森」森林保全・管理協定の調印を行いました。

記

- 1 日 時 7月8日(金) 午前10時10分～10時45分
- 2 場 所 知事公邸 第1応接室 (鳥取市東町一丁目133番地)
- 3 調 印 者 社団法人鳥取県トラック協会会長 川上和人
鳥取市長 竹内 功
鳥取県知事 平井伸治
- 4 協定目的
○社団法人鳥取県トラック協会は、植林及び育林活動を実施することにより森林環境の保全に貢献すること。
○社団法人鳥取県トラック協会は地域との交流により地域の発展に寄与すること。
○県と市は、社団法人鳥取県トラック協会の活動に協力すること。
- 5 協定内容
○協定期間 平成23年7月8日から平成28年7月7日(5年間)
○協定面積 0.70ha
○対象森林 鳥取市若葉台南一丁目ほか
○土地所有者 鳥取市
○活動内容 里山整備(植栽、下刈り等)、環境整備(除伐、枝払い等)

【参 考】

■ 協定締結森林の状況

鳥取環境大学↓



■ 「トラックの森」づくり事業について

- (社)全日本トラック協会では、平成15年度から森林の保護育成により地球環境の改善に寄与することを目的に「トラックの森」づくり事業を実施しており、全国に広がっている。

(社)全日本トラック協会実施箇所	8箇所(8道県)
(社)各県トラック協会の独自活動	50箇所(20府県)
合 計	58箇所(28道府県)

■ 「とっとり共生の森」協定締結状況(7月8日現在)

15団体 17箇所 364.2ha

県有林のオフセット・クレジット（J-VER）の販売等について

平成23年7月21日
森林・林業総室

1 J-VERの販売について

県では、森林を活用したカーボン・オフセットを推進するため、県有林のオフセット・クレジット（以下、「J-VER」という）を販売していますが、このたび、特定非営利活動法人賀露おやじの会とニッポン高度紙工業(株)へ販売しました。

(1) 特定非営利活動法人賀露おやじの会への販売

- ①契約締結日 平成23年6月15日
- ②販売量 100トン
- ③販売額 1,575,000円 (@15,750円×100トン)
- ④購入目的 カarbon・オフセット年賀はがき購入者の日常生活に係る二酸化炭素排出量の埋め合わせに使用

(2) ニッポン高度紙工業株式会社への販売

- ①契約締結日 平成23年6月29日
- ②販売量 100トン
- ③販売額 1,575,000円 (@15,750円×100トン)
- ④購入目的 米子工場の建設工事に係る二酸化炭素排出量の埋め合わせに使用

2 県有林J-VERプロジェクトの追加登録について

鳥取市河原町の兵円牧場跡地のクヌギ造林地についてJ-VERプロジェクトを申請していましたが、このたび登録になりました。植林プロジェクトでは、全国初になります。

- (1) プロジェクト登録日 平成23年6月30日
- (2) 認証機関 環境省オフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会
- (3) 認証取得予定量 257トン（来年度、認証取得予定）

(参考)

○カーボン・オフセット年賀はがきの仕組み

郵便事業(株)が、はがき(1枚55円)の売上げの一部(1枚当たり10円(購入者負担5円、郵便事業(株)負担5円))を寄付金として全国各地の団体に配分し、その団体が、郵便事業(株)に代わって、J-VERプロジェクト事業者(鳥取県はこれにあたる。)からJ-VERを調達し、カーボン・オフセットの手続きを行うもの。

○ニッポン高度紙工業(株)の概要

本社：高知市、従業員：414名、売上高：14,687百万円(2011年3月期連結)
電子部品製造業企業。米子工場の建設は平成23年6月に着工し、来年操業予定。

○県有林J-VER販売実績

販売先	販売量(トン)	契約日
山崎製パン(株)	100	平成22年9月10日
(株)鳥取銀行	3	平成22年9月21日
COP10日本準備事務局	55	平成22年11月1日
(株)フジトランスコーポレーション	50	平成23年4月22日
因幡環境整備(株)	10	平成23年4月22日
特定非営利活動法人賀露おやじの会	100	平成23年6月15日
ニッポン高度紙工業(株)	100	平成23年6月29日
合計	418	

ニッスイグループによるギンザケ養殖試験の実施について

平成23年7月21日

水産課

ニッスイグループでは従前から境港市で漁業及び水産加工を行っており、水産関連事業の拡大について意欲を有していましたが、このたびギンザケ養殖事業について、鳥取県漁業協同組合等との協議が整ったので、本年度試験的实施に向けて準備を進めているところです。

本年度の養殖試験により採算可能性が確認された時点で、新たに現地法人を設立し本格的に事業着手される予定です。

なお、ニッスイグループは宮城県女川町でギンザケ養殖事業を行っていましたが、東日本大震災で壊滅的被害を受けました。現時点では事業を再開できる状況にはないと聞いています。

1 ギンザケ養殖の概要

- ① ギンザケは孵化後1年程度、淡水（内陸の養魚場）で育成。
- ② その後、海面に移し、半年程度海面養殖を行う。
- ③ 水揚げ。出荷。

2 今回のニッスイグループによるギンザケ養殖試験の概要

- ① 7月5日 県内養魚場（倉吉市関金町）に稚魚を搬入。淡水による養殖を開始。
- ② 11月下旬 美保湾に設置される生簀に移し、海面養殖を開始。
- ③ 3月中旬以降 水揚げ開始。水揚げ数量は200トンを見込む。

3 主な県の支援

「大震災被災水産業継続支援事業補助金」により施設整備費の3分の1を支援する。

4 その他

なるべく早い時期に協定書の調印式を行い、事業の詳細等について発表する予定。



ギンザケ



生簀の様子